



障害年金制度

5

今回は、社会保険の役割についてお話ししたい

毎月、給料から天引きされる社会保険料ですが、年金は「老後の話」と無関心な方もいらっしゃるかもしれません。しかし、いざという時にとても頼りになる存在である事を是非知つていただきたい

では、その「いざ」という時はいつの事でしょうか。それは、病気や怪我をしてしまった時です。会社の仕事中や通勤中に怪我をしてしまった場合などは、労働災害（＝労災）として扱われ、働いて収入を得られない期間でも休業補償などの手厚い給付があります。し

かし、仕事と関係ない怪我がすぐに治れば良いのですが、長期化してしまう事も十分にあり得ます。

最近では、うつ病に代表されるメンタルヘルス疾患にかかる方がかなりになります。療養の間、仕事に就くことができず、収入を得られなくなってしまうことがあります。この

時代は、うつ病に代表されるメンタルヘルス疾患にかかる方がかなりの人數に上っています。こうした病気の場合、長期の療養を必要とするケースが非常に多くなっています。療養の間、仕事に就くことができず、収入を得られなくなってしまうことがあります。この

我などで仕事ができなくなってしまった場合のセーフティネットとしての社会保険に注目してみましょう。

まず、病気や怪我などで仕事ができなくなってしまった場合、すぐに支給されるのが「健康保険

道が開けますが、不幸にしてそれだけ療養しても治らないという事もあります。その場合はどうすれば良いのでしょうか。

実は、病気や怪我をしてから1年6ヶ月経つたら、「障害年金」を受ける事ができる可能性があるのです。



の傷病手当金」です。傷病手当金はよく活用され、そこで、ご存知の方も多められています。障害年金は、障害の状態にある間はずつと支給されますので、长期療養中の経済的支援となってくれる制度なので

なるので、多くの場合、既に会社を辞めてしまつています。会社の総務や人事の担当者もあまり意識なく、扱った事もないというのが現状です。その為、療養が長期にわたる場合であっても、障害年金の受給の可能性というのを誰も知らずにそのまま時間が経過してしまうという事がよくあります。「障害年金がある」という事を知つているか知らないかでその後の人生を大きく左右してしまいます。是非、この障害年金という制度を知っていて欲しいと思いますし、人事や総務の担当の方は、病気や怪我で辞めていかれる社員の方に、「将来、障害年金という方法もありますよ」と一言でよいのでお伝えいただきたいと思います。

（社会保険労務コンサルタント渡辺事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤栄章